

●香川県監査委員公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年8月22日

香川県監査委員	林	勲
同	鍋嶋	明人
同	山田	正芳
同	十河	直

- 1 監査対象部局 議会事務局
- 2 監査対象年度 平成25年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
議会事務局	平成26年7月18日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ適正な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 支出について

後納郵便料について、平成25年度予算で執行すべきところ、平成26年度分として支出していた。

(3) 検討指示事項

該当事項なし